

2006年12月27日

J A M

会長 小出 幸男

要 請 書

2006年4月1日より改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下：温暖化法）が施行され、同時期に施行されたエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下：省エネ法）との相乗効果によって、日本が京都議定書の批准で約束した、温室効果ガス削減の目標達成に向けた取り組みを行うための、法的整備が整ったといえます。

しかし私たちは、法律の整備が整ったことによって、直ちに温室効果ガスの削減目標が達成されるわけではなく、法律の主旨にのっとった具体的施策の実行によってのみ目標に向けた前進があるものと考え、「省エネ社会の実現＝温室効果ガスの削減」が現実のものとなるよう、改正省エネ法の検討を行うと同時に各種の調査を実施し、調査報告書を作成しました。

本日は、検討・調査の結果として、御省所管の「温暖化法」がより実効あるものとなるために、改善を求める要請書を提出します。

1. 国の周知活動は、私たちの「省エネ社会の実現に向けた調査」の結果、総論では肯定がされているものの、各論（実行）部分では否定的な面が伺えるなど、いまだ国民の理解は深まっておらず、国の決意も十分に伝わっていないと判断できる。従って国は、私たちの調査でも明らかになった効果的な周知の方法（マスメディア）を活用し、啓蒙の拡大に努めること。

1. 気候変動枠組条約（地球温暖化対策）の締結国会議で示された京都議定書における温室効果ガス削減の取り組みは、議定書そのものを批准しない国があるなど地球規模の取り組みが必要であるにもかかわらず足並みの乱れが散見できる。特にエネルギーの大量消費国である米国・中国が参加していないことは、その実効性に疑問があると言わざるを得ない。従って国は、外交ルートを使って早急且つ粘り強く説得し両国の参加を実現すること。

1. 温室効果ガスの削減と省エネは、私たち世代の問題ではない。きれいな地球を次世代に引き継ぐ責任を伴っていると考えれば、次世代を担う子どもたちへの教育は欠かせないと言える。従って国は、遅くとも義務教育の開始年齢から地球温暖化の原因とされる温室効果ガス削減に関する教育と省エネ教育を開始すること。

1. 近年、家庭用の発電機器や湯沸かし機器には、新しいエネルギー変換システムが導入され利用が進んでいるが、普及速度はゆるやかで量産による価格の引き下げ効果が発揮されていない。従って国は、温室効果ガスの発生が少なく環境に優しいと判断できる機器の普及に当たっては、機器（設備）の価格に見合った助成措置を継続・拡大し、その普及をさらに促進すること。